

下請契約等に関する特記仕様書
(市内企業の活用促進について)

下請契約等には、次のとおりとする。

1 下請負人の選定について

- (1) 受注者は、本工事の施工に当たり下請契約を締結する場合には、十日町市建設工事元請及び下請関係適正化指導要綱（平成30年十日町市訓令第2号）第4条に示す条件をふまえたうえで、当該契約先として市内企業を優先的に選定するよう努めるものとする。

なお、市内企業とは十日町市内に本社・本店又は市発注の建設工事の入札や契約の権限を本社から委任された営業所を置く建設事業者をいう。

- (2) 受注者は、本工事の施工に関する下請契約において、市外企業を選定した場合は、その下請契約先や選定理由などを記入した別紙「市外企業等下請報告書」を施工体制台帳や施工体系図の提出時に監督員へ提出しなければならない。

なお、市外企業とは市内企業以外をいう。

2 資材の調達について

- (1) 受注者は、本工事に使用する材料について、市内資材で確保できる場合はその優先使用に努めるものとする。

なお、市内資材とは以下に該当するものをいう。

ア 製造した企業の本社・本店の所在を問わず、十日町市内の工場で製造されたもの。

イ 製造された場所を問わず、十日町市内の本社・本店のある企業が製造したもの。

- (2) 受注者は、市外資材の調達に当たっては、十日町市内に本社・本店のある代理店からの優先調達に努めるものとする。

なお、市外資材とは市内資材以外をいう。

